

愛媛県官民共創拠点における相談・伴走支援体制構築業務仕様書

1 業務名

愛媛県官民共創拠点における相談・伴走支援体制構築業務（以下、「本業務」という。）

2 背景及び目的

社会環境の変化に伴う県民ニーズの変容や地域課題の複雑化・多様化が進んでいる。行政主体によるサービスの維持が困難になりつつある中、官民共創による課題解決の重要性が高まっている。

こうした状況を踏まえ、愛媛県では、令和8年5月に官民共創拠点「E:N BASE（エンベース）」（以下「本拠点」という。）を開設することとしている。

本拠点は、多様な主体が課題設定や企画段階から相互に関わり合い、対話を重ねながら社会課題の解決や新たな価値創出を目指す場として、共創の契機創出、実践機会の提供、プロジェクト創出の支援を行い、本県の地域活性化につなげることを目的とする。

本業務は、本拠点の運営や活用を通じて可視化された地域課題や創出されたアイデア等を起点に、共創による解決や価値創出を目指す具体的な取組・プロジェクト（以下、「共創プロジェクト」という。）の立上げを支援することを目的とする。このため、専門性を有する多様な人材（以下、「専門人材」という。）を配置した相談及び伴走支援体制を構築する。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 対象者

本拠点会員（民間企業の経営者・従業員、起業家・創業者、教育機関職員・学生、行政職員等、共創により地域課題解決や新たな価値創出に取り組む多様な主体を想定。）

5 本業務の目標

本業務を通じて、20件以上の共創プロジェクトの立上げの実現を目指すこと。

なお、共創プロジェクトとは、以下の3つの要件を満たすものとし、具体的な基準や把握方法は、県と受託者で協議の上決定する。

【共創プロジェクトの要件】

- ①官民・民民を問わず、本拠点会員を含む、複数の主体が関わる取組であること。
- ②地域課題解決又は新たな価値創出を目指す取組であること。
- ③実証又は実行段階にあり、具体的な行動を伴う取組であること。

（例）製品・サービス等の企画開発・販売、実証実験・テストマーケティング等の実施、共創プログラム等の企画・実施、出資・融資等による資金調達、組織・

6 業務内容

(1) 共創プロジェクトの立上げ等を支援する専門人材の配置

- ア 本拠点会員による共創プロジェクトの立上げを支援する専門人材を 10 名程度選定すること。なお、本拠点を活用した対面による支援の実施可能性、本県地域特性への理解、県内企業等関係者とのネットワーク等を考慮し、専門人材の半数以上は県内在住者又は県内に拠点がある者の選定・配置を想定している。
- イ 専門人材の選定にあたっては、幅広い地域課題に対処する本県拠点の特徴を踏まえ、様々な課題やニーズに対応するため、プロジェクトマネジメントの経験に加え、専門性や所属するコミュニティ等の観点も考慮しながら多様性の確保に留意することとし、最終的には受託者が候補者を示した上で、県と受託者で協議し、決定する。なお、本業務の企画提案においては、想定される候補者の経歴・専門性等を記載すること。
- ウ 受託者において、専門人材としての適性を有する者が所属する場合、その者を候補者とすることは差し支えない。
- エ 本業務委託期間内に、やむを得ない事情により専門人材が本業務に従事することができなくなった場合は、県と協議の上、速やかに新たな専門人材を選定すること。また、必要に応じて、県と協議の上、専門人材の入れ替え又は追加の選定も可能とする。

(2) 専門人材による相談体制の構築

- ア (1) で配置する専門人材をメンターとして本拠点到駐させ、本拠点会員からの相談に対応するための体制を構築すること。なお、専門人材による相談対応を通じて、本拠点会員が抱える課題やアイデアを整理、言語化し、共創プロジェクト立上げに向けた方向性を示すことを目指すものとする。
- イ 専門人材 1 名につき、月 1 回以上本拠点到駐し、対面又はオンラインでの相談対応を実施すること。なお、1 回あたり 6 時間程度の駐在を想定している。
- ウ 相談対応は本拠点会員からの事前予約を原則とし、1 回あたり 1 時間程度を想定している。
- エ 専門人材の駐在スケジュール及び相談対応の予約方法等は、県が本業務とは別に運用する本拠点ホームページに掲載する。
- オ 相談対応の予約及び管理のため、本拠点ホームページに掲載するためのフォーム等を作成すること。

(3) 専門人材による伴走支援の実施

- ア (2) により相談対応を行った案件のうち、実現可能性が高く、横展開も見据えたモデルとなり得るものに対して、専門人材による短期集中的な伴走支援を実施すること。なお、専門人材による伴走支援を通じて、共創プロジェクトの立上げに向けた具体的なファーストステップの設定と、その実行を目指すものとする。
- イ 伴走支援の対象となる案件の選定にあたっては、専門人材による推薦を基本

とし、県、受託者及び専門人材による協議の上決定する。

ウ 伴走支援の期間は、1件あたり、3カ月間程度とすること。また、同期間内において、概ね週1回、2時間程度の面談等によりメンタリングや進捗管理等を行うことを想定している。

エ 伴走支援は対面又はオンラインにより実施すること。また、対面の場合は、原則本拠点内で実施するものとする。

オ 本業務委託期間内において、専門人材1名につき、2件以上の伴走支援を目標として実施すること。

(4) 専門人材を講師とした勉強会等の実施

ア (2)の相談体制及び(3)の伴走支援の認知拡大を図るとともに、本拠点会員が同支援を活用するための契機を創出するための勉強会、セミナー、ワークショップ等(以下、「勉強会等」という。)を実施すること。

イ 勉強会等の講師は原則として、(1)で配置する専門人材が務めることとするが、本業務の実施に効果があると考えられる場合は、別の講師やファシリテーター等を配置することは差し支えない。

ウ 本業務委託期間内において、全ての専門人材に1回以上、登壇等の機会を設けること。

エ 勉強会等は、本業務委託期間内において、10回以上実施すること。

オ 勉強会等は原則本拠点内において、対面で実施することとし、参加者は各回10~20名程度を想定している。ただし、本業務の実施に効果があると考えられる場合は、勉強会等の実施方法や内容、規模を柔軟に設定することができる。

カ 勉強会等の情報発信は、本拠点ホームページへの掲載の他、本拠点会員向けのSNSによる配信を行うことを想定している。

(5) 業務管理等

ア (1)から(4)の業務を円滑に実施するため、本業務に係る責任者及び県との連絡・調整のための担当者を配置し、適切な業務管理を行うこと。

イ 専門人材の選定・配置に必要な各種手続は全て受託者が実施すること。

ウ (2)~(4)の実施にあたっては、県及び県が別途「愛媛県官民共創拠点運営業務」により委託する本拠点運営事業者と連携し、スケジュールや実施方法を調整すること。

エ (2)の相談体制及び(3)の伴走支援の実施内容や各案件の進捗状況等を適切に把握・管理するための体制及び仕組みを構築し、運用すること。なお、本体制及び仕組みの構築にあたっては、県及び本拠点運営事業者と十分に協議を行うとともに、運用にあたっては、両者との円滑な連携を図ること。

オ (2)~(4)の業務を円滑に実施し、その効果を高めるため、必要に応じて、専門人材を支援するコンテンツやネットワーク等を提供すること。

カ 本業務の実施にあたり、会員情報等の利用が必要となる場合、受託者はその提供を県に求めることができる。その場合、県及び本拠点運営事業者と受託者で協議の上、提供する会員情報等の種別及び範囲等を決定し、県から受託者に対して、会員情報等の提供を行う。

キ 本業務における情報発信は、原則、本拠点ホームページ及び本拠点会員向けの SNS により実施することとし、本業務独自のホームページ等を作成する必要はない。ただし、本拠点ホームページ等に掲載するための画像、文章、フォーム等は本業務受託者で作成すること。なお、本拠点ホームページへの掲載に係る作業は県又は本拠点運営事業者で実施する。

ク 本業務の進捗状況等について、月 1 回以上、対面又はオンラインにより協議等の場を設け、県に報告を行うこと。また、受託者はその都度、議事録を作成の上、県に提出すること。

(6) 独自提案事項

(1) から (5) の業務と連動し、共創プロジェクトの立上げ支援に効果があると考えられる独自の取組がある場合は、企画提案することができる。ただし、取組に要する経費は、(1) から (5) の経費と併せて、委託料の上限額の範囲とすること。

7 スケジュール（想定）

令和 8 年 4 月上旬	委託契約締結
4 月上旬～4 月下旬	専門人材の選定
5 月上旬～5 月下旬	相談体制の構築（スケジュール調整、予約フォーム作成、拠点ホームページへの掲載等）
5 月下旬	専門人材及び相談体制の概要公表
6 月上旬	相談対応の開始
6 月上旬以降、適宜	伴走支援、勉強会等の実施

8 運営体制の整備及び責任者の配置

- (1) 本業務を円滑に実施できる人員体制を整備すること。
- (2) 本業務に係る責任者及び担当者について、委託契約の締結の際、書面にて県に提出すること。

9 再委託の可否

- (1) 受託者は委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行うため、あらかじめ県と受託者で協議の上、必要と認められたときは、業務の一部を他者に再委託することができる。
- (2) 再委託の範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

10 守秘義務及び個人情報の取扱い

- (1) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (2) 本業務の実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事

項」を遵守しなければならない。

- (3) 再委託の範囲に個人情報の取扱いが含まれるときは、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保しなければならない。

11 著作権等の取扱い

- (1) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、県に帰属するものとする。
- (2) 成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行う。
- (3) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。

12 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、業務の具体的な実施内容等について県と受託者で協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して提出すること。
- (2) 委託期間終了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、県の検査を受けること。
- (3) 県は、必要がある場合は、受託者に対して本業務の処理状況について調査し又は報告を求めることができる。

13 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律、愛媛県会計規則その他関係法令・条例等を順守すること。
- (2) 本業務の実施にあたっては、実施内容や実施時期等、県と受託者で十分に協議の上進めること。
- (3) 本業務の実施にあたっては、公平性、透明性を確保すること。
- (4) 本業務に係る一切の経費は、委託料に含むこと。
- (5) 本業務に係る費用負担の区分に疑義が生じた場合は、速やかに県と協議すること。
- (6) 受託者は、対象者に対して、本業務の委託料による一切の給付を行わないこと。
- (7) 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、契約や支払いに関する書類を業務完了年度の翌年度から起算して、5年間保管すること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、その都度、県と受託者で協議の上決定すること。
- (9) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲において仕様の変更に応じること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により愛媛県（以下「甲」という。）に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録

された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託(以下「再委託」という。)してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も、同様とする。

(派遣労働者利用時の措置)

第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地検査)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

(指示及び報告等)

第 12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故時の対応)

第 13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第 14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第 15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。